

霧島錦江湾国立公園
(錦江湾地域)

公園区域及び公園計画変更書

[一部変更]

(環境省案)

平成30年 月 日

環 境 省

目 次

第1 公園区域の変更	1
1 変更理由	1
2 指定理由の変更内容	2
3 地域の概要の変更内容	6
4 変更する公園区域	19
第2 公園計画の変更	23
1 変更理由	23
2 基本方針の変更内容	24
3 規制計画の変更内容	28
(1) 保護規制計画及び関連事項	28
ア 特別地域	28
(ア) 第2種特別地域	30
(イ) 第3種特別地域	32
イ 関連事項	33
(ア) 普通地域	33
ウ 面積内訳	34
4 事業計画の変更内容	40
(1) 施設計画	40
ア 利用施設計画	40
(ア) 単独施設	40
(イ) 道路	41
a 歩道	41
5 参考事項の変更内容	47

第1 公園区域の変更

1 変更理由

霧島錦江湾国立公園は、昭和9年3月16日に霧島地域が霧島国立公園として指定され、昭和39年3月16日には錦江湾地域及び屋久島地域が追加指定され、霧島屋久国立公園に改称された。その後、平成24年3月16日には霧島地域及び錦江湾地域が霧島錦江湾国立公園として再編成され、屋久島地域が分離して新たに屋久島国立公園として指定された。

霧島錦江湾国立公園は、霧島火山帯に属する霧島地域、桜島を中心とする錦江湾地域からなる。

錦江湾地域は、我が国随一の海域カルデラ景観を有する奥錦江湾地区、始良カルデラの南縁に位置する桜島を中心とする桜島地区、阿多南部カルデラとの関わりが深い開聞岳や池田湖等を含む指宿地区及び亜熱帯性植物が多く生育する本土最南端の佐多岬を含む佐多地区から構成され、自然景観の資質に加えて、自然と人文とが調和した特色ある景観を有している。

本地域では、昭和62年に公園区域及び公園計画の全般的な見直し（再検討）並びに平成9年、平成17年及び平成24年に公園計画の点検が行われている。

今回変更は、政府の観光ビジョンに基づき、平成28年に開始した「国立公園満喫プロジェクト」の取組を先行的・集中的に進める公園の一つとして、当公園が選定されたことを受け、地域協議会において策定した「ステップアッププログラム2020」に基づく施策を推進するため、錦江湾地域において、公園計画の変更を行うものである。

公園区域については、当該地域を特徴づける複数の海域カルデラのうち、阿多カルデラと密接な関連を有する地域の風致景観上の保全を図るとともに、国立公園としての利用を促進する観点から、阿多カルデラと関わりの深い阿多火砕流によって形成された溶結凝灰岩台地が抉られて形成され、現在、大隅南部県立自然公園の一部となっている、佐多地区の「雄川の滝」、その下流の溪谷等の地域を新たに公園区域に編入する。一方、市街化等により風致景観の資質が低下した指宿地区の大山崎について公園区域の削除を行う。

- 2 指定理由の変更内容
指定理由を次のとおり変更する。

(表 1：指定理由変更表)

変更後	変更前
<p>1 指定理由</p> <p>① <u>景観（同一風景形式中、我が国の風景を代表する傑出した自然の風景地）</u> <u>霧島錦江湾国立公園は、北西から南東方向に約 30kmにわたり、大小 20 座を越す火山が連なった霧島火山群を中核とする「霧島地域」と、始良カルデラ及び阿多カルデラに関係をもつ火山地形を中心とする「錦江湾地域」の 2 つの地域からなる。</u> <u>「霧島地域」は、鹿児島県と宮崎県の県境に位置し、標高 1,700 mの韓国岳を最高峰として、コニーデ型火山の夷守岳、火口湖の大浪池、活動的な火山である新燃岳等多くの火山の集合体である霧島火山群を中核とし、火山地形の見本園のような、特異な景観を呈している。それを被う植生は、標高により暖帯から温帯にかけて森林が垂直的に分布し、また、火山活動等の影響によって山頂附近のミヤマキリシマ群落やえびの高原のアカツツ林が発達する等原始性の高い自然環境を有している。</u> <u>「錦江湾地域」は、鹿児島県の南部に位置する錦江湾全体で、湾奥部の奥錦江湾地区、湾内に浮かぶ桜島を中心とする桜島地区、薩摩半島の先端部である指宿地区及び大隅半島の先端部である佐多岬を中心とする佐多地区の四地区に分けられる。</u> <u>奥錦江湾地区は、始良カルデラのカルデラ壁の一部である吉野や脇元、錦江湾最大の干潟を持つ重富海岸等、錦江湾やその背後にそ</u></p>	<p>現行指定書に記載なし。</p>

びえる桜島と一体化した我が国随一の海域カルデラ景観を有している。

桜島地区は、始良カルデラの南縁に位置し今なお活発な火山活動を続ける桜島を中心とし、全島溶岩流により成り立ち、錦江湾地域の景観の最大特徴となっている。

指宿地区は、阿多カルデラに関するもつ鬼門平断層崖、成層火山の上に溶岩円頂丘をのせている開聞岳、カルデラ湖である池田湖の火山景観、干潮時に陸繋島となる知林ヶ島の海岸景観を有している。

佐多地区は、指宿地区と同じ阿多カルデラに関係を有する辻岳断層崖の景観を有し、佐多岬においては中生代から第三紀に堆積した四万十層群からなる山地が沈下し海食崖の景観を有している。

以上より、本国立公園は、20 座を越す火山が連なった霧島火山群、今なお活発に火山活動を続ける桜島、成層火山の開聞岳、海域カルデラを含む錦江湾、始良カルデラ及び阿多カルデラに関係をもつ断層崖、カルデラ湖や火口湖等、多様な火山活動により形成された原生的景観を風景形式とした、我が国を代表する傑出した自然の風景地である。

② 規模（区域面積が原則として 3 万ha以上 ※海岸・島嶼の場合は 1 万ha以上）

本国立公園の区域面積は 74,460ha である。そのうち霧島地域は 20,386ha、錦江湾地域は 54,074ha である。

③ 自然性（原生的な景観核心地域が原則として約 2,000ha 以上 ※海岸の場合は、20km、島嶼の場合は 1,000ha 以上）

本国立公園の原生的な景観核心地域は、「霧島地域」では、韓国岳、高千穂峰、獅子戸岳、新燃岳等の霧島火山群が核心地域で、コニーゲ型火山の甑岳や夷守岳、火口湖の六観音池や大浪池等の典型的な火山地形と山頂部のミヤマキリシマ群落や山麓部のモミ、ツカ、アカマツの原生林は原始性が高く景観的にも優れており、その区域面積は2,372haである。

「錦江湾地域」では、火山噴出物に覆われた荒涼とした裸地と火山草原植生地、大正及び昭和の噴火により流出した溶岩で形成された溶岩原を有する桜島、山頂に溶岩円頂丘を乗せる溶岩景観と森林景観を有する開聞岳、スダジイ及びアカガシを主とした常緑広葉樹の森林景観が優れる辻岳であり、その区域面積は2,589haである。

④ 利用（大人数による利用が可能）

本国立公園の利用は、「霧島地域」では、えびの高原や高千穂河原を拠点とした韓国岳、高千穂峰を始めとする霧島山群への登山、火口湖等を廻る自然探勝のほか、霧島温泉の温泉利用、霧島神宮の参拝等が主な利用である。

「錦江湾地域」では、奥錦江湾地区においては、カルデラ壁や桜島と一体となった海域カルデラ景観の風景鑑賞が主な利用である。桜島地区においては、鹿児島市街地を利用拠点にしてフェリーを利用して桜島を訪れ、火山活動を続ける桜島の景観や、袴腰及び有村等の溶岩原の風景を鑑賞することが主な利用である。指宿地区では、開聞岳、池田湖、長崎鼻及び知林ヶ島等の興味地点があり、温泉保養及び風景鑑賞が主な利用である。佐多地区は、佐多岬及び雄川の滝が主たる興味地点であり、海岸探勝及び風景鑑賞が主な利用である。

以上より、「国立公園及び国定公園の候補地の選定及び指定について」(平成25年5月17日付け環自国発第1305171号環境省自然環境局長通知)の別添「国立公園及び国定公園の候補地の選定及び指定要領」のうち「1国立公園及び国定公園の候補地の選定」に掲げる各要件を満たしている。

また、本国立公園のテーマを「霧島山塊、錦江湾、桜島火山～巨大カルデラ群が育む雄大な自然と実りの海」とし、多様な火山地形と海域景観を中心に、そこに育まれた豊かな文化や温泉・食等の恵み、壮大な歴史と神話を楽しむことができる公園として、これら風致景観の保全と適切な利用を推進するものである。

3 地域の概要の変更内容

地域の概要を次のとおり変更する。

(表2：地域概要変更表)

変更後	変更前
<p>2 地域の概要</p> <p>(1) 景観の特性</p> <p>ア. 地形、地質</p> <p><u>奥錦江湾地区は、約2万9千年前の超巨大噴火に伴う大量の火山噴出物により地面が陥没してできた始良カルデラに海水が流入することによって形成された錦江湾の奥部に当たり、その海域景観とともに、カルデラ壁の一部である吉野や脇元、若尊鼻、ユニークな形状の3つの小島からなる神造島、錦江湾最大の干潟を有する重富海岸を有する。</u></p> <p>桜島地区は、<u>始良カルデラの南縁に位置する桜島を中心とし、全島溶岩流により成り立ち、本地区の景観の最大特徴となっている。</u>桜島は開聞岳と同じく完新世の火山であり、頂上部には三個の噴火口を持っている。この火山の噴火の歴史は判明しているものだけでも西暦716年以來、<u>実に25回に達し、これらの噴火に伴う溶岩流のうち文明(1471～1476)、安永(1776)、大正(1914)及び昭和(1946)の4溶岩流が顕著なものである。大正溶岩は鳥島を埋没させ、瀬戸海峡を埋め、桜島を大隅半島と陸続きとさせる等、幾多の噴火によ</u></p>	<p>2 地域の概要</p> <p>本地区は鹿児島県の南部に位置する錦江湾全体で湾内に浮かぶ桜島と薩摩大隅半島の先端分である開聞、指宿及び佐多岬の三団地に分けられ、その現況及び特性は次のとおりである。</p> <p>(1) 景観の特性</p> <p>ア. 地形、地質</p> <p>桜島地区は所謂始良カルデラの中央火口丘である桜島を中心とし、吉野台地の縁及び早崎カルデラ壁の一部を含む一帯である。桜島は開聞岳と同じく、完新世の火山であり、頂上部には三個の噴火口を持っている。この火山の噴火の歴史はその判明しているものだけでも西暦716年以來実に25回に達し全島溶岩流により成り立ち本地区の景観の最大特徴となっている。</p> <p>これらの溶岩流のうち顕著なものは文明(1471～1476)、安永(1776)、大正(1914)及び昭和(1946)の4溶岩流である。</p>

り島の地形は大きく変貌している。

指宿地区は、阿多カルデラの輪郭の一部を構成し10 kmにわたり連続する鬼門平断層崖、成層火山の上に溶岩円頂丘をのせている開聞岳、独立したカルデラ湖であり九州最大の湖である池田湖、火口湖である鰻池、鏡池等のほか、干潮時に陸繋島となる知林ヶ島の海岸景観が見られる。

佐多地区は、指宿地区と同じく阿多カルデラ壁の一部である花崗岩の辻岳断層崖のほか、阿多火砕流によって形成された溶結凝灰岩台地を挟った雄川の溪谷景観を有している。本土最南端に当たる佐多岬では、中生代から第三紀に堆積した四万十層群からなる山地が沈下した断崖や、黒潮の波に侵食された海食崖の景観が見られる。

イ. 植生・野生生物

奥錦江湾地区では、錦江湾最大の干潟である重富干潟において、コメツキガニやハクセンシオマネキなど多種多様な生き物が確認されているほか、クロツラヘラサギをはじめとする多くの希少な野鳥が飛来する。また、海底の若尊海山周辺では、噴出する火山ガスを栄養源として生活するサツマハオリムシが生息する。始良カルデラ壁の陸域においては、吉野に国指定の天然記念物のキイレイツチトリモチの自生地がある。

桜島地区では、北西部の海岸沿いにアコウ群が見られるほか、噴火年代の異なる溶岩原に、遷移段階の異なる植生が形成されている。イタドリ、ススキ、クロマツ、タブノキまでが徐々に進入していく様子など遷移段階が観察できる学術的にも貴重な植生である。また、高峠ではサタツツジが自生している。

指宿地区は阿多カルデラに関係をもつ鬼門平断層崖、成層火山の上に溶岩円頂丘をのせている開聞岳、小型のカルデラ湖である池田湖、マールである鰻池、鏡池等を有している。

佐多地区は指宿地区と同じく阿多カルデラに関係を有する花崗岩の辻岳断層崖を有し、九州本土の最南端に当たる佐多岬は中生代から第三紀に堆積した四万十層群からなる山地が沈下したものである。

イ. 植生

桜島の海岸部にはアコウが見られる他、学術上貴重なものとして熔岩の噴出時代別の植生侵入過程が見られ、吉野には、国指定の天然記念物のキイレイツチトリモチの自生地がある。

指宿地区は、北限種や南限種が見られることが特徴で、指宿の田良から瀧口にかけての海浜には、南方系植物のグンバイヒルガオ群落、鬼門平にはタムラソウ、オオバショウマ、ヒゴスミレ等の北方系植物が見られる。また、当該地区には、シユロソウの県内唯一の自生地が見られる。竹山は、野生のソテツに全山覆われているが、同時に北方系のノハラクサフジ、キキョウラン及びナガサキマンネンゼングサ等が見られ、北方系と亜熱帯系の植物がともに生育する珍しい場所である。開聞岳は、山頂が雲帯林となっており、ヨウラクラン、ムギラン、ミヤマウズラが樹上に、ギボウシラン、ナツエビネが岩上に着生している。池田湖、鰻池はベニトシボの貴重な自生地となつているほか、ひょうたん池にはベッコウトンボが生息している。

佐多地区では亜熱帯植物が連続して生育している。特に佐多岬では、フカノキ、ホルトノキ、モクタチバナ等が高木層を形成している。林床にはアオノクマタケラン、オオイワヒトデ、クワズイモが優占し、当該地を北限とするシマウリノキ、ホルトカズラ等の南方系植物が見られ、亜熱帯樹林の様相を呈している。また、海岸の断崖等のソテツ自生地及び、辺田地区のへゴ自生北限地帯は、国指定特別天然記念物に指定されている。辻岳には、サタツツジが多く、スダジイ、アカガシを主体とした常緑広葉樹林でモクレイシ、ヘツカニガキ等も見られる。野首岳には、ヒカゲツツジ、シマサクラガンピ、オンツツジ等の植物が見られる。辻岳や野首岳は、サシバなど各種の渡り鳥の「渡り」の要所となつている。

海中には、黒潮の影響を受けて、色鮮やかな石サンゴ類やトサカ類、チョウウチヨウウオ、ソラスズメダイ等の亜熱帯性の魚類が豊富

指宿地区では、北限種や南限種が見られることが特徴で、指宿の田良から瀧口にかけての海浜には、南方系植物のグンバイヒルガオ群落、鬼門平にはタムラソウ、オオバショウマ、ヒゴスミレ等の北方系植物が見られる。また、ここは、シユロソウの県内唯一の自生地である。竹山は、野生のソテツに全山覆われているが、同時に北方系のノハラクサフジ、キキョウラン、ナガサキマンネンゼングサ等が見られ、北方系と亜熱帯性の植物がともに生育する珍しい場所である。開聞岳は、山頂が雲帯林となっており、ギボウシラン、ナツエビネが樹上に着生している。

佐多地区では、亜熱帯性植物が連続して生育している。特に佐多岬では、フカノキ、ホルトノキ、モクタチバナ等が高木層となり、林床にはアオノクマタケラン、オオイワヒトデ、クワズイモが優占し、この地を北限とするシマウリノキ、ホルトカズラ等多数の南方系植物が見られ、亜熱帯樹林の様相を呈している。

また、海蝕崖には、ソテツが自生している。この他辻岳には、サタツツジが多く、スダジイ、アカガシを主体とした常緑広葉樹林でモクレイシ、ヘツカニガキ等も見られる。

野首岳には、ヒカゲツツジ、シマサクラガンピ、オンツツジ等の植物が見られる。

に見られ、佐多及び桜島に海城公園地区が指定されている。また、錦江湾内にはミナミハンドウドルカをはじめとしたイルカ類が2～300頭程度、定住・回遊している。

ウ. 動物

指宿・佐多地区は南方系の動物が豊富で、貴重な動物相がみられる。

昆虫類では、ツマベニチョウ、タテハモドキなどの珍しい蝶類や池田湖、鰻池にのみ生息するベニトンボ等が見られる。特に佐多地区ではクロイワツクツク(北限)、オビルカマキリ、ケナガカミキリ、オオフタホシテントウ等の甲虫が見られる。

鳥類は、山川町の俣川州にカツオドリ、ウミウが生息し、池田湖、鰻池ではカモ類、カンムリカイツブリをはじめとするカイツブリ類が見られる。また、辻岳など佐多地区の山岳地は、サシバなど各種の渡り鳥の「渡り」の要所となっている。ハ虫類では、指宿市及び山川町に本土では唯一のメクラヘビが生息する。池田湖と鰻池には、オオウナギが生息している。

ウ. 自然現象

豊富海岸では大潮の干潮時に錦江湾で最も広大な干潟が出現する。桜島は我が国で最も活発に活動している火山であり、爆発による噴煙や火山灰の放出をはじめとする各種の火山現象が日常的に見られる。また、桜島の北側海底部では噴火活動に伴う火山ガスの噴出により、「たざり」と呼ばれる気泡を海面で観察することができ
る。指宿地区は、指宿、鰻、開聞、山川など温泉が豊富であり、特

エ. 自然現象

桜島は我が国で最も活発に活動している火山であり、爆発による噴煙火砕物の空中放出をはじめとする各種の火山現象が見られる。指宿、鰻、開聞、山川など温泉が豊富であり、特に鰻池では、噴気噴湯などの地熱現象が顕著である。

に鰻池では、噴気噴湯などの地熱現象が顕著である。

エ. 文化景観

桜島火山は、過去何回も大噴火により人命や財産に多大の損害をもたらしたが、その災害の証として、大正（1914）の噴火による黒神の埋没鳥居や当時の惨状を伝える碑などがある。

吉野には、桜島を借景にした名園、磯庭園がある。

開聞岳は、その美しい山容から「薩摩富士」と称され親しまれ、指宿地区の強力なランドマークとなっている。

(2) 利用の現況

奥錦江湾地区においては、カルデラ壁や桜島と一体となった錦江湾の海域カルデラ景観の風景鑑賞、干潟や岩礁における探勝や海水浴、釣り等の水辺の自然体験、磯庭園及び集成館の観覧が主要な利用形態となっている。

桜島地区においては、鹿児島市街地を利用拠点にしてフェリーを利用して桜島を訪れる利用が大部分を占めており、近年は海外からの利用客も増加している。湯ノ平や有村等からの桜島の景観や火山活動の風景鑑賞が主な利用であり、袴腰を中心とした地域では火山活動を体験するエコツアープログラムの展開が、海域ではシーカヤック等の利用が見られる。

指宿地区においては、指宿温泉、池田湖、開聞岳及び長崎鼻など従来からの観光拠点における温泉保養や風景鑑賞に加え、陸繋島で干潮時に渡島ができる知林ヶ島の自然探勝や、九州自然歩道を活用した自然探勝の利用も増加し、火山、温泉、湖沼、海岸等変化に富んだ景観と亜熱帯性の気候

オ. 人文その他特殊景観

桜島火山は、過去何回も大噴火により人命や財産に多大の損害をもたらしたが、その災害の証として、大正（1914）の噴火による埋没鳥居や当時の惨状を伝える碑などがある。

吉野には、桜島を借景にした名園、磯庭園がある。

開聞岳は、その美しい山容から「薩摩富士」と称され親しまれ、指宿地区の強力なランドマークとなっている。

(2) 利用の現況

桜島地区では、火山活動の活発化に伴う不安感と降灰による影響により、公園指定当時に比べ利用者数が激減し、その利用形態も単なる立ち寄り型に変化し、興味対象地である溶岩原の展望地、有村及び袴腰園地からの展望が大部分を占める。

この地区の利用ルートは、鹿児島市を利用拠点にフェリーを利用して桜島を訪れるものが大部分を占めている。吉野地区については、磯庭園及び集成館の利用者が全てである。

指宿地区には、指宿温泉、池田湖、開聞岳、長崎鼻と、それぞれ性格を異にする興味地点があり、利用のための基幹となる道路（国道226号、指宿スカイライン等）が整備され、南九州広域観光の一環として、主として観光バスと自家用車利用によるハイキング、海水浴等日帰り型のレクリエ

と植生から醸しだされる南国の明るい雰囲気をも求める、通年型利用がなされていく。

佐多地区においては、本土最南端の佐多岬と雄川の滝の主たる興味地点であり、亜熱帯性植物と黒潮が洗う海岸の勇壮な断崖景観は第一級で、海岸探勝、風景探勝の適地であり、海域公園地区においては半潜水艇による海中景観の探勝利用も行われている。

一シオンが盛んであるが、古くからの温泉場としても著名であり、国民休暇村等の整備により、滞在型の利用も伸びている。火山、温泉、湖沼、海岸と変化に富んだ景観と亜熱帯と亜熱帯を思わせる気候と植生により、通年型利用がなされている。

佐多地区は、本土最南端の佐多岬が主たる興味地点であるが、亜熱帯型植生と勇壮な断崖景観は、第一級の興味対象であり、四季を通じてハイキング、磯遊び、風景探勝の適地である。

佐多岬利用の基幹となる道路（国道 269 号等）も整備されているが、都市圏から遠距離にあるため南九州広域観光の一環として、主として観光バスによる日帰り利用が極めて多い。指宿、佐多の両地区を結ぶ海路もあり、将来は一体的な利用が増えることが期待される。

現在の利用者数は、年間平均指宿地区 300 万人、佐多地区 30 万人である。

(3) 社会的経済的背景

ア. 土地所有別（陸域）

国有地 1,748ha

公有地 3,104ha

私有地 11,363ha

(3) 社会的経済的背景

ア. 土地所有別

桜島地区は、山頂部が国有林（403,893ha）である外、袴腰附近に文部省（鹿大）用地が国有地補してあり、公有地としては鹿児島市有村町及び黒神町の大正溶岩原（旧海面）がある。なお、桜島町の大正溶岩原（旧海面）の大部分（一部は前記文部省用地）は桜島農協所有地である。

吉野地区については、全市民有地である。

指宿地区は開聞岳及び海岸線の一部に国有林と公有林がある外、指宿集団施設地区内に環境庁所管地がある。

なお、池田湖、鰻池、鏡池については、従来公有地としてとり扱

っている。

佐多地区は、辻岳断層崖稜線部、佐多岬及び海岸線の一部に国有林と公有林がある外、佐多大泊に文部省（鹿児島大学）の演習林（299ha）がある。

（単位：ha）

地区名	国有地	公有地	民有地	計
桜島	467	1,185	5,677	7,329
指宿	718	1,658	2,779	5,155
佐多	565	225	2,574	3,364
合計	1,750	3,068	11,030	15,848

イ. 人口及び産業

（平成27年国勢調査）

市町名	世帯数（世帯）	人口（人）
鹿児島市	270,269	599,814
（上記のうち桜島内）	1,505	3,336
霧島市	54,334	125,857
姶良市	31,435	75,173
垂水市	6,988	15,520
指宿市	18,509	41,831
南大隅町	3,559	7,542

ウ. 権利制限関係

イ. 人口及び産業

（昭和60年国勢調査）

市町名	世帯数（世帯）	人口（人）
鹿児島市	190,217	530,502
（上記のうち桜島内）	998	2,687
垂水市	8,279	23,504
桜島町	1,787	5,593
指宿市	11,940	33,155
山川町	4,414	13,113
開聞町	2,895	8,513
根占町	2,743	8,213
佐多町	2,043	5,256

ウ. 権利制限関係

(ア) 保安林

(面積：ha)

種類	位置	重複面積
水源かん養	始良市地内	<u>107.7</u>
土砂流出防備	鹿児島市地内	<u>64.8</u>
	鹿児島市桜島町地内	<u>378.7</u>
	鹿児島市 白岳国有林内	<u>12.1</u>
	鹿児島市 御岳国有林内	<u>49.8</u>
	鹿児島市 松ヶ嶽国有林内	<u>26.6</u>
	鹿児島市 横平国有林内	<u>8.7</u>
	鹿児島市 高岩国有林内	<u>6.2</u>
	鹿児島市 黒土ノ平国有林内	<u>23.6</u>
	鹿児島市 上床国有林内	<u>19.9</u>
	垂水市地内	<u>5.9</u>
	指宿市地内	<u>0.1</u>
	指宿市開闢地内	<u>13.6</u>
	指宿市山川地内	<u>21.9</u>
	肝属郡南大隅町根占地内	<u>81.4</u>
肝属郡南大隅町佐多地内	<u>5.4</u>	
土砂崩壊防備	鹿児島市地内	<u>4.5</u>
	鹿児島市桜島町地内	<u>0.1</u>
	垂水市地内	<u>5.1</u>
	指宿市地内	<u>2.3</u>
	指宿市開闢地内	<u>2.8</u>
指宿市山川地内	<u>8.4</u>	

(ア) 保安林

(面積：ha)

種類	位置	重複面積	指定年月日
土砂流出防備	鹿児島県鹿児島郡桜島町 指宿地内	35.0	不明
	揖宿郡山川町内	0.14	昭56.6.15
	肝属郡根占町地内	0.35	昭55.10.9
	肝属郡根占町地内	0.12	昭58.8.19
	肝属郡根占町地内	2.71	昭15.3.20
	肝属郡根占町地内	1.89	昭16.3.19
	肝属郡根占町地内	1.02	昭17.5.5
	肝属郡根占町地内	0.23	昭58.9.3
	肝属郡根占町地内	5.61	昭59.10.6
	肝属郡根占町地内	0.23	昭58.9.3
防風	肝属郡佐多町大久保国有林内	1.12	大11.2.22
	肝属郡佐多町前平国有林内	1.37	大7.10.18
	肝属郡佐多町地内	0.18	大7.4.9
	肝属郡佐多町地内	0.61	大7.2.4
	肝属郡佐多町地内	1.25	大7.4.9
潮害防備	指宿市長山国有林内	4.18	不明
	指宿市湯山国有林内	1.16	不明
	指宿市地内	3.19	不明
	指宿市地内	0.75	大7.4.9
魚つき	揖宿郡開闢町開闢国有林内	6.04	不明
	揖宿郡開闢町脇崎ノ上国有林 内	21.86	不明

<u>保健・魚つき</u>	指宿市開聞地内 指宿市 開聞嶽（十町）国有林内 指宿市 脇崎ノ上国有林内 肝属郡南大隅町佐多地内 肝属郡南大隅町 黒瀬国有林内 肝属郡南大隅町 山瀬国有林内 肝属郡南大隅町 御寄国有林	<u>1.8</u> <u>4.6</u> <u>21.8</u> <u>1.1</u> <u>45.1</u> <u>5.2</u> <u>67.1</u>
<u>保健・潮害</u>	指宿市開聞地内	<u>13.1</u>
<u>保健・防風</u>	指宿市山川地内	<u>9.0</u>
<u>風致</u>	始良市地内 指宿市山川地内 鹿児島市地内 垂水市地内	<u>1.2</u> <u>1.1</u> <u>45.5</u> <u>4.0</u>

(イ) 鳥獣保護区

(面積：ha)

名称	位置	重複面積	指定年月日
西桜島鳥獣保護区	鹿児島市	1,060	平24.11.1
磯鳥獣保護区	鹿児島市	205	平28.11.1
沖小島鳥獣保護区	鹿児島市	5 [特保5]	平29.11.1
池田湖鰻池鳥獣保護区	指宿市	1,713	平26.11.1
長崎鼻鳥獣保護区	指宿市	400 (海域含む)	平28.11.1

	指宿市山川町地内	11.01	{大3.12.5 大7.4.9 昭35.6.3 昭48.9.17 昭56.3.23}
魚つき兼公衆の保健	指宿郡開聞町地内	9.10	{大3.12.5 昭54.9.17}
	肝属郡佐多町御崎国有林内	67.94	{大7.12.17 昭58.12.13}
	肝属郡佐多町黒瀬国有林内	45.17	{大5.12.28 昭58.12.13}
	肝属郡佐多町山瀬国有林内	5.29	{大7.12.17 昭58.12.13}

(イ) 鳥獣保護区

(面積：ha)

名称	位置	重複面積	指定年月日
西桜島鳥獣保護区	鹿児島郡桜島町内	1,060	昭57.11.1
県設山川小学校鳥獣保護区	指宿郡山川町内	35	昭57.11.1
長崎鼻鳥獣保護区	指宿郡山川町内	400 (海域含む)	昭61.11.1
池田湖鰻池鳥獣保護区	指宿市池田町内 指宿郡山川町内 指宿郡開聞町内	1,713	昭59.11.1

山川小学校鳥獣保護区	指宿市	35	平24.11.1
魚見岳・知林ヶ島鳥獣保護区	指宿市	301	平24.11.1
高峠鳥獣保護区	垂水市	23	平29.11.1
江之島鳥獣保護区	垂水市	10	平27.11.1
根占鳥獣保護区	南大隅町	76	平28.11.1
佐多岬鳥獣保護区	南大隅町	1,118 [特保157] (海域含む)	平24.11.1 [平24.11.1]

佐多岬鳥獣保護区	肝属郡佐多町地内	1,153 (うち特保157)	昭57.9.20 (昭57.11.1)
----------	----------	-----------------	------------------------

(ウ) 史跡名勝天然記念物

区分	名称	位置	指定年月日
国指定史跡	鹿児島紡績所跡	鹿児島市吉野町磯	昭34.2.25
	旧集成館附寺山炭窯跡関吉の疎水溝	鹿児島市吉野町磯	昭34.2.25
	佐多旧薬園	肝属郡南大隅町佐多伊座敷	昭7.10.19
国指定名勝	大口筋 白銀坂 龍門司坂	始良市始良町大字脇元	平18.7.28
	仙巖園附花倉御 仮屋庭園	鹿児島市吉野町磯	昭33.5.15
県指定名勝	桜島	鹿児島市桜島町	昭29.3.15

(ウ) 史跡名勝天然記念物

区分	名称	位置	指定年月日
国指定史跡	鹿児島紡績所跡	鹿児島市吉野町磯	昭34.2.25
	旧集成館附寺山炭窯跡関吉の疎水溝	鹿児島市吉野町磯	昭34.2.25
	佐多旧薬園	肝属郡佐多町伊座敷	昭7.10.19
国指定名勝	仙巖園附花倉御 仮屋庭園	鹿児島市吉野町磯	昭33.5.15
県指定名勝	桜島	鹿児島市、鹿児島郡桜島町	昭29.3.15
国特別指定天然記念物	鹿児島県のソテツ自生地	揖宿郡山川町、肝属郡南佐多町	昭27.3.29

国指定特別天然記念物	鹿児島県のソテツ自生地	指宿市山川町、 <u>肝属郡南大隅町</u>	昭27.3.29
国指定天然記念物	キイレットチトリモチ産地	鹿児島市吉野町	大10.3.3
	ヘゴ自生北限地帯	<u>肝属郡南大隅町</u>	大15.10.27
県指定天然記念物	伏目海岸の池田	<u>指宿市山川福元</u>	平26.4.22
	火砕流堆積物と噴気帯		
	特殊羊歯及び蘚類の自生地	鹿児島市東桜島町	昭35.6.20
	噴火により埋没した鳥居及び門柱	鹿児島市黒神町	昭33.4.28
	縄状玄武岩	指宿市開聞脇浦花瀬崎	昭29.5.24

(エ) その他

海岸保全区域

(単位：km)

区分	位置	重複延長
農林水産省農村振興局・水産庁所管	<u>鹿児島市地内</u>	<u>0.9</u>
	<u>指宿市地内</u>	<u>2.3</u>
	<u>垂水市地内</u>	<u>3.1</u>
	<u>霧島市地内</u>	<u>8.3</u>
	<u>始良市地内</u>	<u>6.1</u>

国指天然記念物	キイレットチトリモチ産地	鹿児島市吉野町	大10.3.3
	ヘゴ自生北限地帯	肝属郡根占町	大15.10.27
県指定天然記念物	特殊羊歯及び蘚類の自生地	鹿児島市東桜島町	昭35.6.20
	噴火により埋没した鳥居及び門柱	鹿児島市東桜島町	昭33.4.28
	縄状玄武岩	指宿市開聞脇浦花瀬崎	昭29.5.24

(エ) その他

海岸保全区域

(単位：km)

区分	位置	重複延長
農林水産省水産庁所管	指宿市地内	1.1
	揖宿郡山川町地内	0.3
	揖宿郡開聞町地内	0.2
	肝属郡佐多町地内	1.0
運輸省所管	指宿市地内	4.2

	<u>肝属郡南大隅町地内</u>	<u>0.9</u>
国土交通省河川局所管	<u>鹿児島市地内</u>	<u>7.5</u>
	<u>指宿市地内</u>	<u>7.4</u>
	<u>垂水市地内</u>	<u>8.6</u>
	<u>霧島市地内</u>	<u>6.9</u>
	<u>始良市地内</u>	<u>0.5</u>
	<u>肝属郡南大隅町地内</u>	<u>2.6</u>
	<u>鹿児島市地内</u>	<u>1.3</u>
国土交通省港湾局所管	<u>指宿市地内</u>	<u>2.4</u>
	<u>垂水市地内</u>	<u>0.6</u>
	<u>霧島市地内</u>	<u>0.3</u>
	<u>肝属郡南大隅町地内</u>	<u>0.7</u>

		肝属郡佐多町地内	0.6
建設省所管		指宿市地内	2.7
		揖宿郡山川町地内	1.1
		揖宿郡開聞町地内	1.0
		肝属郡根占町地内	1.2
		肝属郡佐多町地内	1.8

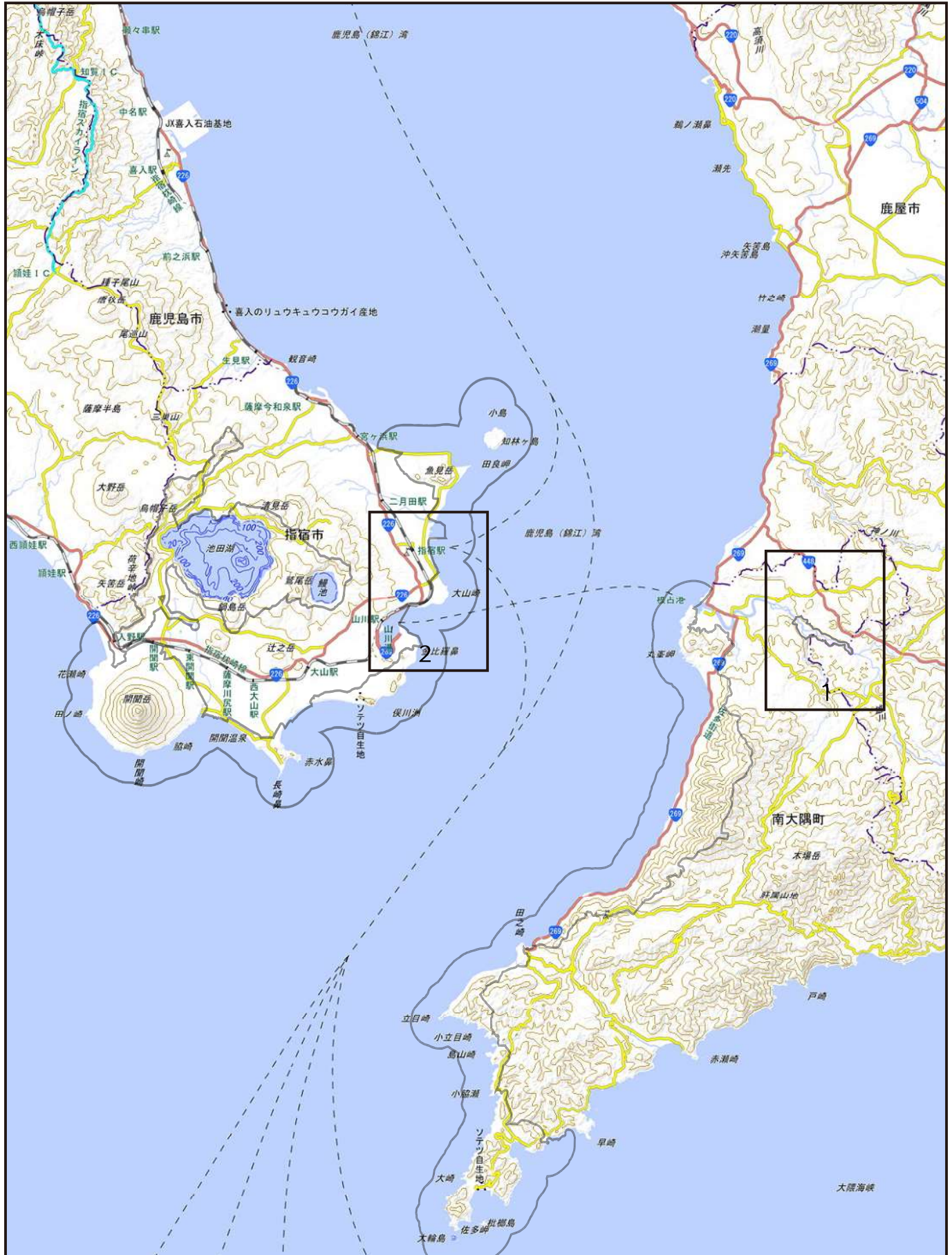
4 変更する公園区域

霧島錦江湾国立公園の区域の一部を次のとおり変更する。

(表3：公園区域(陸域)変更表)

番号	区分	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
1	拡張	鹿児島県肝属郡南大隅町 根占川北、根占川南の各一部	阿多カルデラと密接な関連を有する地域の風致 景観上の保全を図ること及び国立公園としての利 用を促進する観点から、阿多カルデラと関わりの 深い阿多火砕流によって形成された溶結凝灰岩台 地が抉られて形成された「雄川の滝」及びその下 流の渓谷等を大隅南部県立自然公園から振り替え て国立公園の区域に編入する。	95 〔 国 0 公 4 私 91 〕
2	削除	鹿児島県指宿市内 国有林南薩森林計画区85林班の一部 鹿児島県指宿市 大字十二町の一部	市街化が進み、風致景観の保全を図る必要性が 乏しくなったため、公園区域から削除する。	△76 〔 国 △ 4 公 △ 0 私 △ 72 〕
変更部分面積計				19
変更前公園面積				54,055
変更後公園面積				54,074

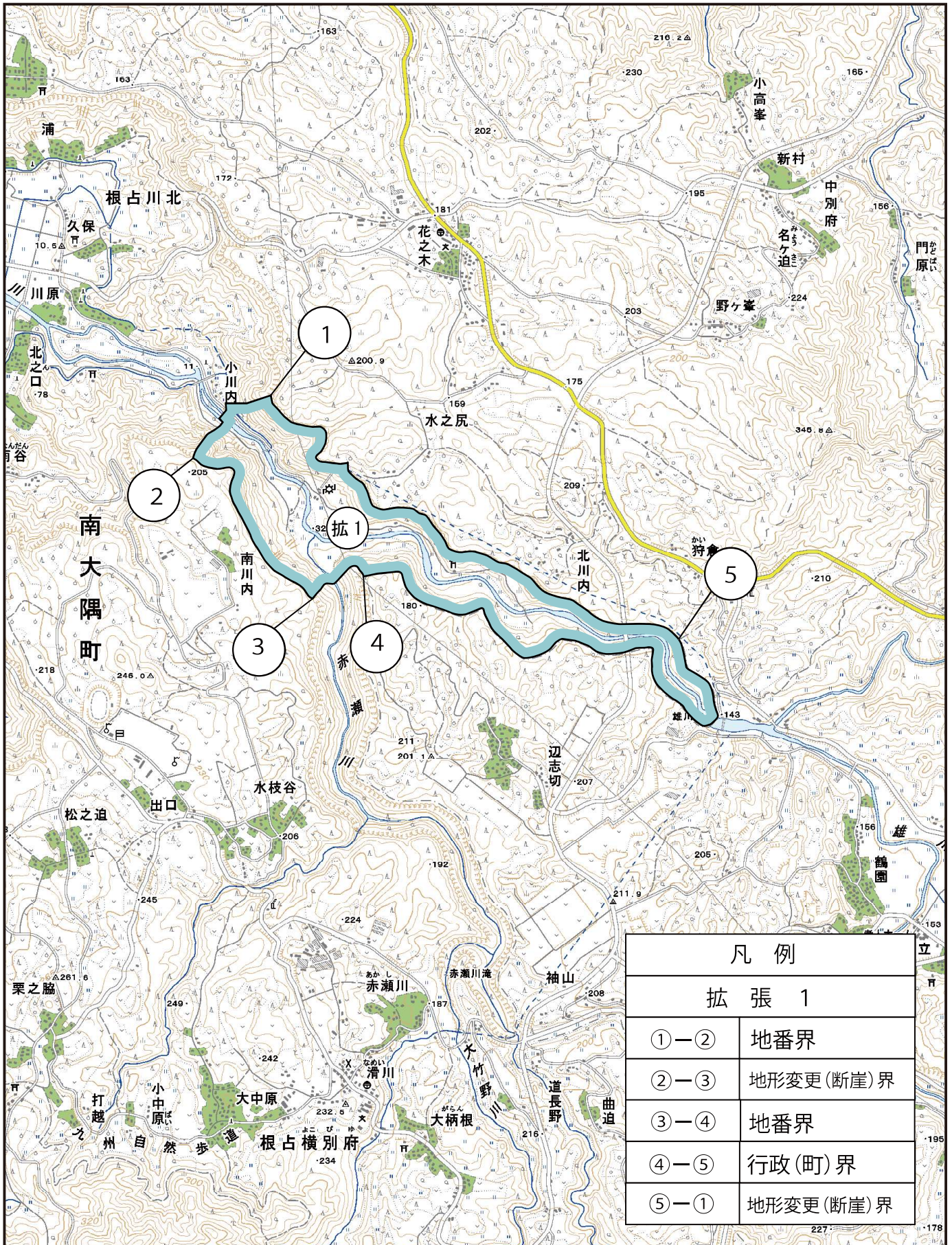
霧島錦江湾国立公園(錦江湾地域) 区域変更位置図



1:200,000



霧島錦江湾国立公園(錦江湾地域)区域変更図 1



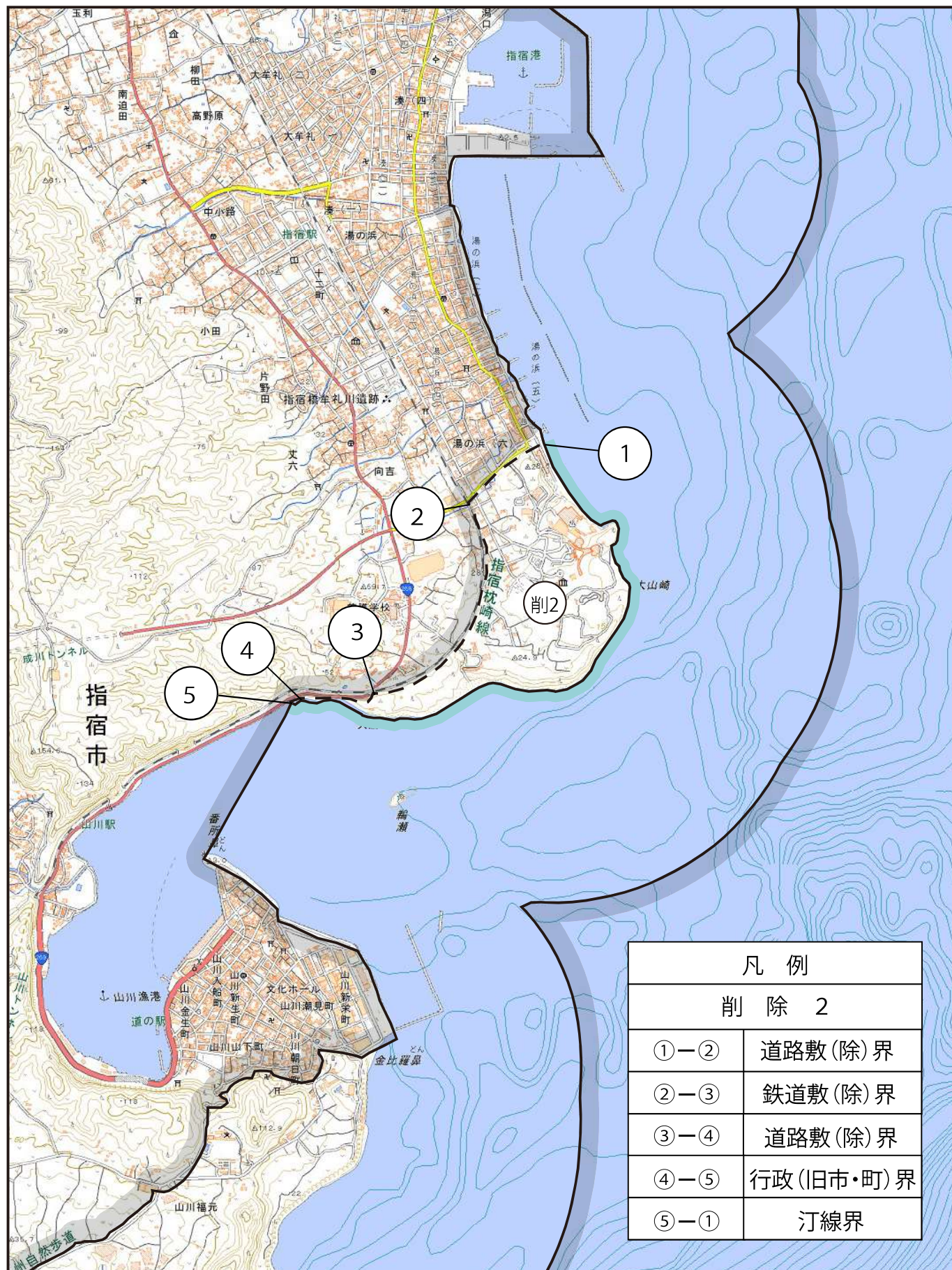
凡例	
拡張 1	
①—②	地番界
②—③	地形変更(断崖)界
③—④	地番界
④—⑤	行政(町)界
⑤—①	地形変更(断崖)界



1:25,000



霧島錦江湾国立公園(錦江湾地域) 区域変更図 2



500 250 0 500 1,000 1,500 2,000 2,500 3,000 m

1:25,000



第2 公園計画の変更

1 変更理由

霧島錦江湾国立公園錦江湾地域は、政府の観光ビジョンに基づき、平成28年に開始した「国立公園満喫プロジェクト」の取組を先行的・集中的に進める公園の一つとして、当公園が選定されたことを受け、地域協議会において策定した「ステップアッププログラム2020」に基づく施策を推進するため、公園計画の変更を行うものである。

保護規制計画については、新たに区域を拡張する「雄川の滝」、その下流の溪谷等の地域は、現在、全域が大隅南部県立自然公園の普通地域に指定されているが、当該地域を特徴づける重要な景観要素であることから、自然環境の保全及び風致を維持するため、一部を特別地域として計画する。また、市街化等により自然の資質が低下した大山崎については、最小限の公園区域の削除を行うものとする。さらに、ゴルフ場や果樹園等が整備され、公園の資質に変化が見られる開聞岳山麓については、資質に即した地種区分の変更を行う。

利用施設計画については、社会情勢の変化や利用実態、今後の利活用のされ方を十分に考慮し、風致景観への影響も踏まえて検討を行う。

2 基本方針の変更内容

基本方針を次のとおり変更する。

(表4：基本方針変更表)

	変更後	変更前
<p>1 基本方針</p> <p><u>霧島錦江湾国立公園の錦江湾地域は、今なお活発に火山活動を続ける桜島、成層火山の開聞岳のほか、我が国随一の海域カルデラ景観を有する錦江湾、点在するカルデラ湖や火口湖、カルデラ壁等、多様な火山活動により産み出された原生的景観を有している。</u></p> <p><u>本地域においては、これらの火山地形や海域景観を鑑賞する登山、自然探勝や温泉利用が主体となっている。</u></p> <p><u>この誇るべき貴重な風致景観を保護し、その適切な利用を推進するため、以下の方針により公園計画を定めることとする。</u></p>	<p>1 基本方針</p> <p>(1) 現況及び特性</p> <p>本地区は鹿児島県の南部に位置する錦江湾全体で湾内に浮かぶ桜島と薩摩大隅半島の先端部である開聞、指宿および佐多岬の三団地に分けられ、その現況および特性は次のとおりである。</p> <p>ア. 地形、地質</p> <p>桜島地区は所謂始良カルデラの中央火口丘である桜島を中心とし、カルデラ壁の一部である吉野早崎の断崖を含む一帯である。桜島岳は開聞と同じく第四紀の火山であり頂上部には三箇の噴火口を持っている。この火山の噴火の歴史はその判明せるだけでも西暦716年以來実に25回の多きに達し全島熔岩流によって成り立ち本地区の景観の最大特徴となっている。</p> <p>これ等熔岩流のうち顕著なものは文明、安永、大正及び昭和の4熔岩流である。</p> <p>指宿地区は阿多カルデラに関係をもつ鬼門平断層崖、コニトロイデ型の火山の開聞岳、火山性陥没湖の池田湖、火山湖の鰻池、マール式火口湖の鏡池等を有している。</p> <p>佐多地区は指宿地区と同じく阿多カルデラに関係を有する花崗岩の辻岳断層崖を有し、九州本土の最南端に当る佐多岬は中生層とみなされる水成岩と花崗岩の地層が傾動して沈下したものと云われる。</p>	

イ. 地被

桜島地区では海岸線附近のアコウのほか特筆すべきものはないが、熔岩の噴出時代別の植生侵入過程が見られることが生態学上興味がある。

指宿地区及び佐多地区は亜熱帯植物が多く特に佐多岬はすぐれた植物景観を呈している。指宿地区の長崎鼻附近はソテツの北限自生地である。佐多地区では大浜附近より佐多岬まで亜熱帯性植物が連続して入り特に佐多岬のビロウ、ソテツ林等は優れている。

ウ. 特殊景観

桜島は我が国の活火山の代表の一つであり、南岳頂上部では噴気、噴煙現象が見られ温泉として古里があり、区域に接して海浮がある。

開聞地区には指宿温泉を始めとして、鰻、開聞、山川等温泉が豊富であり、鰻では噴気噴湯現象が見られ指宿海岸では砂風呂が珍しい。

佐多地区には特に顕著なものがないが辻岳頂上部は各種候鳥類の渡来退去の要所となり春秋には壮観である。

なお、文化的景観として顕著なものはないが、桜島地区の磯の旧薩摩藩邸及び開聞地区の枚聞神社がある。

エ. 産業関係

桜島地区における風致保護と抵触すると考えられる産業は殆どなく、僅かに大正熔岩流於ける採石および中腹以下のクロマツ林における零細な林業がある。なお、中腹以下の果樹園及び農耕地は第三種特別地域とするので抵触はない。

指宿地区は最も開発の進んでいる地区で極力産業との抵触をさ

<p>(1) 保護に関する方針</p> <p>ア. <u>錦江湾地域は、桜島や開聞岳等の火山、池田湖等のカルデラ湖や火口湖、各カルデラに関する断層崖等の各種火山地形を有し、また、指宿地区及び佐多地区においては、優れた亜熱帯植物景観を有するので、これらの保護に重点をおき計画するものとする。</u></p> <p>イ. <u>奥錦江湾地区においては、吉野、脇本のカルデラ壁や重富海岸、神造島、若尊鼻について、現景観の保護につとめるものとする。</u></p> <p>ウ. <u>桜島地区においては、山頂部周辺及び景観の最大特徴である熔岩流のうち、最も新しい昭和、大正熔岩の大部分の地域について特別保護地区を計画し厳正な保護をはかるとともに、<u>周辺部や高峠</u>についても現景観の保護につとめるものとする。</u></p> <p>エ. <u>指宿地区においては、開聞岳中腹より上部を特別保護地区に計画する。また、<u>鬼門平断崖、池田湖、鰻池、竹山、長崎鼻、知林ヶ島</u>等についても現景観の保護につとめるものとする。</u></p> <p>オ. <u>佐多地区においては、<u>佐多岬付近のソテツ、ビロウ等の亜熱帯性植物景観と、辻岳周辺の常緑広葉樹林の保護に重点を置くものとする。また、<u>辻岳断層崖や雄川の滝</u>についても現景観の保護につとめるものとする。</u></u></p>	<p>けるため海岸線の保安林地帯及び開聞岳、池田湖、鰻池の周辺並びに池田断層崖について規制するので農、林業上との摩擦はない。</p> <p>佐多地区における辻岳の断層崖の民有林は新炭林でその地形から択伐作業を行っており佐多岬付近は国有林の保護林と鹿児島大学演習林で抵触する点は少ない。</p> <p>(2) 保護に関する方針</p> <p>ア. 本公園のうち本地区は、桜島開聞岳等の火山、池田湖等の火山性陥没湖、各カルデラに関する断層崖等、各種地形と立地条件よりしてすぐれた亜熱帯植物景観を有するので、これらの保護に重点をおき計画するものとする。</p> <p>イ. 桜島地区においては山頂部周辺及び景観の最大特徴である熔岩流のうち、最も新しい昭和、大正熔岩の大部分の地域について特別保護地区を計画し厳正な保護をはかるとともに周辺部についても現景観の保護につとめるものとする。</p> <p>ウ. 指宿地区については開聞岳中腹より上部を特別保護地区に計画するほか、長崎鼻方面よりの展望が主体となるので山麓東南部に ついても可及的な保護をはかるものとする。</p> <p>また鬼門平断崖、長崎鼻、池田湖、鰻池等についてもつとめて現景観の保護につとめるものとする。</p> <p>エ. 佐多地区については特に佐多岬附近のソテツ、ビロウ等の亜熱帯植物の保護に重点を置くものとする。</p>
---	---

<p>(2) 利用に関する方針</p> <p>ア. <u>奥錦江湾地区</u>については、それぞれの視点場から<u>錦江湾</u>や<u>桜島の風景</u>を<u>観賞</u>することが主体となるため、<u>磯、寺山、重富海岸等の園地の計画整備に重点をおく。</u></p> <p>イ. 桜島地区については、その景観特色である各熔岩流の探勝が主体となるため、<u>基幹ルート</u>となる島の周辺道路の整備と<u>昭和、大正熔岩流</u>を大観する車道及びこれに附帯する園地、<u>駐車場</u>等の計画整備に重点をおくものとする。なお、<u>山頂部</u>については、<u>噴火の危険性を踏まえ、南岳</u>を中心とし半径2キロ以内に利用施設は設けない。また、<u>利用拠点は鹿児島市街地</u>となることから、<u>集団施設地区</u>は計画しない。</p> <p>ウ. 指宿地区については、<u>指宿、長崎鼻、開聞岳、池田湖</u>を結ぶ車道を基幹ルートとし、<u>沿線利用施設</u>の適正な配置を<u>目途とする</u>。指宿においては<u>集団施設地区</u>を計画する。</p> <p>エ. 佐多地区については、<u>佐多岬の園地及び車歩道等、雄川の滝</u>における<u>園地等の計画整備</u>に重点をおくほか、他の施設は<u>極力設けないものとする</u>。</p>	<p>(3) 利用に関する方針</p> <p>ア. 桜島地区の利用については、その景観特色である各熔岩流の探勝が主体となるので、<u>基幹ルート</u>となる島の周辺道路の整備と<u>昭和、大正熔岩流</u>を大観する車道及びこれに附帯する園地、<u>駐車場</u>等の計画整備に重点をおくものとする。なお、<u>山頂部</u>については、<u>噴火の危険性を考慮して南岳</u>を中心とし半径2キロ以内にについては、<u>今後とも利用施設は設けない</u>。</p> <p>また、<u>利用基地</u>は立地条件よりして当然<u>鹿児島市</u>となるから<u>集団施設地区</u>は計画しない。</p> <p>イ. 指宿地区については、<u>指宿、長崎鼻、開聞岳、池田湖</u>を結ぶ車道を基幹ルートとし<u>沿線利用施設</u>の適正な配置を<u>目途とする</u>。このうち<u>指宿</u>については<u>集団施設地区</u>とし、<u>国民休暇村</u>を計画する。</p> <p>ウ. 佐多地区については、<u>佐多岬</u>に至る<u>車歩道</u>の計画整備に重点をおき、<u>また岬部に集団施設地区</u>を計画するほか、他の施設は<u>極力設けないものとする</u>。</p>
---	---

3 規制計画の変更内容

(1) 保護規制計画及び関連事項

保護規制計画等の一部を次のとおり変更する。

ア 特別地域

特別地域の区域の一部を、次のとおり変更する。

(表5：特別地域変更表)

都道府県名	変更後		変更前	
	区域	面積 (ha)	区域	面積 (ha)
鹿児島県	<p>【指宿地区】 指宿市内 国有林南薩森林計画区 1 林班及び2 林班の 全部並びに 85 林班の一部 指宿市 大字池田、大字岩本、大字十町、大字西方、 大字東方、大字山川小川、大字山川大山、大字 山川岡見ヶ水、大字山川利永、大字山川成川、 大字山川浜見ヶ水、大字山川福元、大字開聞上 野、大字開聞川尻、大字開聞十町及び大字開聞 仙田の各一部</p>	4,923	<p>【指宿地区】 指宿市内 国有林南薩森林計画区 1 林班及び2 林班の 全部並びに 85 林班の一部 指宿市 大字池田、大字岩本、大字十町、大字十二 町、大字西方、大字東方、山川大字小川、山 川大字大山、山川大字岡見ヶ水、山川大字利 永、山川大字成川、山川大字浜見ヶ水、山川 大字福元、開聞大字上野、開聞大字川尻、開 聞大字十町及び開聞大字仙田の各一部</p>	5,112

	<p>【佐多地区】 肝属郡南大隅町内 国有林大隅森林計画区 81 林班の全部並びに 82 林班、83 林班、3131 林班及び 3132 林班の 各一部 肝属郡南大隅町 根占川北、根占川南、根占辺田、根占山本、 佐多伊座敷及び佐多馬籠の各一部</p>	2,941	<p>【佐多地区】 肝属郡南大隅町内 国有林大隅森林計画区 81 林班の全部並び に 82 林班、83 林班、3131 林班及び 3132 林 班の各一部 肝属郡南大隅町 根占川南、根占辺田、根占山本、佐多伊座 敷及び佐多馬籠の各一部</p>	2,935
		変更部分面積合計		7,864
		変更前特別地域面積		15,425
		変更後特別地域面積		15,242

(ア) 第2種特別地域

第2種特別地域の区域の一部を、次のとおり変更する。

(表6：第2種特別地域変更表)

番号	区分	内容	名称	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
1	拡張	特別地域の拡張	雄川の滝	肝属郡南大隅町 根占川北及び根占川南の各一部	阿多カルデラと密接な関連を有する地域の風致景観上の保全を図るため、阿多カルデラと関わりの深い阿多火砕流によって形成された溶結凝灰岩台地が抉られて形成された「雄川の滝」及びその下流の渓谷等を公園区域に編入するとともに、一部を第2種特別地域に指定し良好な風致の維持を図るものである。	6 〔 国 0 公 0 私 6 〕
2	削除	特別地域の縮小	指宿東部	指宿市内 国有林南薩森林計画区 85 林班の一部 指宿市 大字十二町の一部	市街化が進み、特別地域としての風致の保全を図る必要性が乏しくなったため、第2種特別地域から削除する。	△76 〔 国△ 4 公△ 1 私△ 71 〕
3	削除	第3種特別地域への振替	開聞山麓	指宿市 大字開聞川尻の一部	果樹園等が整備され、公園の資質に変化が見られるものの、隣接する公園区域と一体となった景観を呈し	△48 〔 国 0 公 0 私△ 48 〕

(イ) 第3種特別地域

第3種特別地域の区域の一部を、次のとおり変更する。

(表7：第3種特別地域変更表)

番号	区分	内容	名称	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
1	拡張	第2種特別地域からの振替	開聞岳	指宿市 大字開聞川尻の一部	果樹園等が整備され、公園の資質に変化が見られるものの、隣接する公園区域と一体となった景観を呈している。このため、第3種特別地域に振り替え、風致の維持を図るものがある。	48 〔 国 0 公 0 私 48 〕
2	削除	特別地域の縮小	開聞岳	指宿市 大字開聞川尻、大字開聞十町及び大字開聞仙田の各一部	ゴルフ場等が整備され、特別地域としての資質を失っているため、普通地域とする。	△113 〔 国 0 公 0 私△ 113 〕
変更部分面積計						△65
変更前第3種特別地域面積						3,351
変更後第3種特別地域面積						3,286

イ 関連事項
 (ア) 普通地域

普通地域の区域の一部を、次のとおり変更する。

(表8：普通地域変更表)

都道府県名	変更後		変更前	
	区域	面積 (ha)	区域	面積 (ha)
鹿児島県	【指宿地区】 指宿市 大字西方、大字開聞川尻、大字開聞十町及 び大字開聞仙田の各一部	149	【指宿地区】 指宿市 大字西方の一部	36
	【佐多地区】 肝属郡南大隅町内 国有林大隅森林計画区3132林班の一部 肝属郡南大隅町 根占川北、根占川南、根占山本、根占辺田、 佐多伊座敷及び佐多馬籠の各一部	518	【佐多地区】 肝属郡南大隅町内 国有林大隅森林計画区3132林班の一部 肝属郡南大隅町 根占山本、根占辺田、佐多伊座敷及び佐多 馬籠の各一部	429
			変更部分面積合計	202
			変更前普通地域面積	775
			変更後普通地域面積	977

ウ 面積内訳

地域地区別土地所有別及び市町村別面積は次のとおりとなる。

(表 9 : 地域地区別面積総括表)

(単位 : 面積 ha、比率 %)

地域区分		特別地域												普通地域 (陸域)			合計 (陸域)			普通地域 (海域)	海域公園地区	合計 (海域)	合計 (陸域及び海 域)		
		特別保護地区			第 1 種特別地域			第 2 種特別地域			第 3 種特別地域														
土地所有別		国	公	私	国	公	私	国	公	私	国	公	私	国	公	私	国	公	私						
合 計	土地所有別 面積	815	228	1,546	55	366	376	502	2,078	5,990	374	399	2,513	2	36	939	1,748	3,107	11,364						
	地種区分別 面積 (比 率)				797 (4.9)			8,570 (52.8)			3,286 (20.3)														
	地種区分別 面積 (比 率)	2,589 (16.0)												12,653 (78.0)											
	地域別面積 (比率)													15,242 (94.0)			977 (6.0)			16,219 (100.0)			37,367	9 か所 487.7	37,855

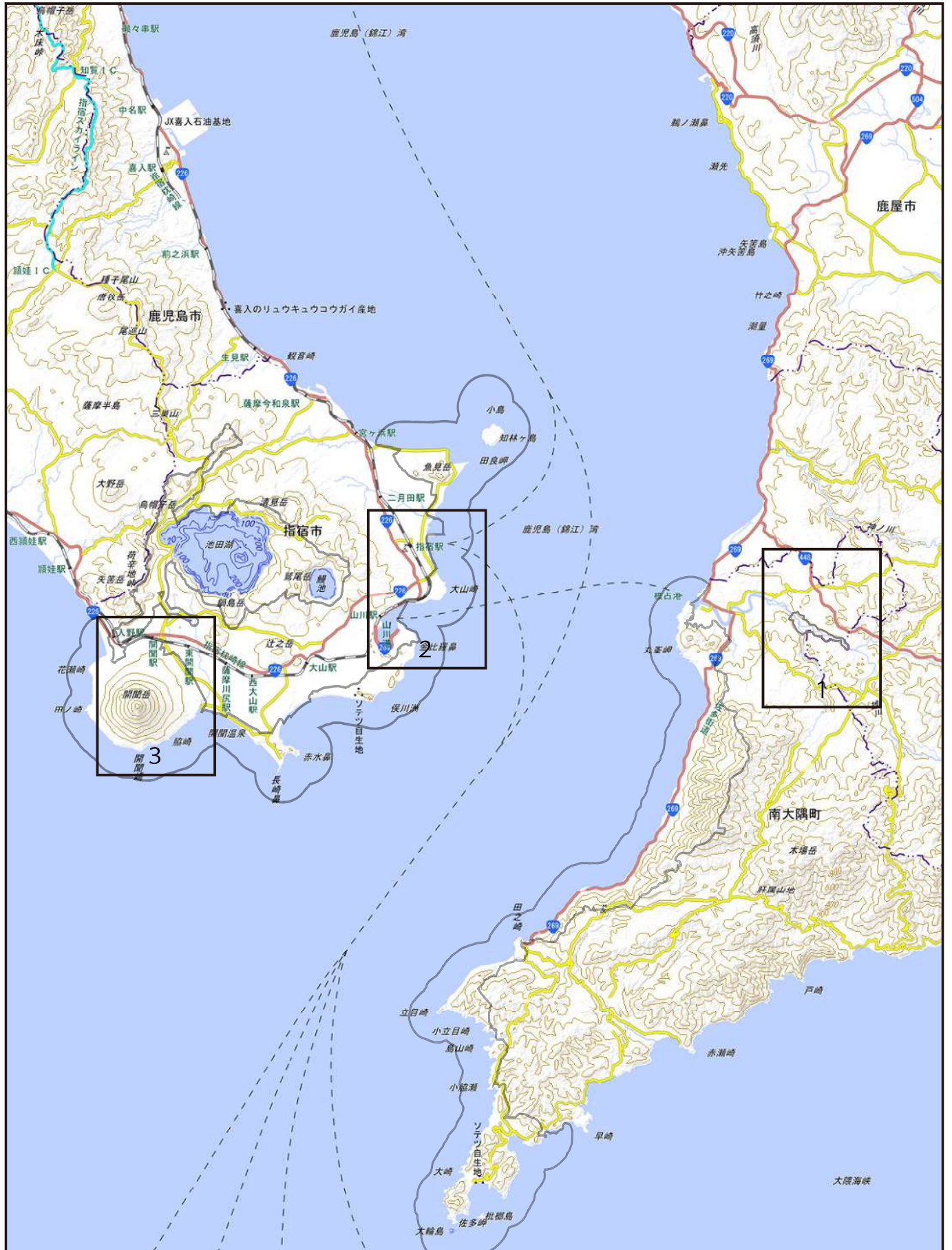
(表 10 : 地域地区別市町村別面積総括表)

(単位 : ha)

地域地区 市町名		現 行										変 更 後										増 減	
		特別地域					普通地 域(陸 域)	合計 (陸 域) (A)	普通地 域(海 域)	海域公 園地区	合計 (海 域) (A')	特別地域					普通地 域(陸 域)	合計 (陸 域) (B)	普通地 域(海 域)	海域公 園地区	合計 (海 域) (B')	陸域 (B-A)	海域 (B'- A')
		特 保	第 1 種	第 2 種	第 3 種	小計						特 保	第 1 種	第 2 種	第 3 種	小計							
鹿 児 島 県	鹿児島市	2,158	749	1,842	2,238	6,987	295	7,282	-	-	-	2,158	749	1,842	2,238	6,987	295	7,282	-	-	-	0	-
	指宿市	219	48	3,888	957	5,112	36	5,148	-	-	-	219	48	3,764	892	4,923	149	5,072	-	-	-	△76	-
	垂水市	-	-	70	-	70	-	70	-	-	-	-	-	70	70	70	70	-	-	-	0	-	
	霧島市	-	-	89	-	89	-	89	-	-	-	-	-	89	89	89	89	-	-	-	0	-	
	始良市	-	-	232	-	232	15	247	-	-	-	-	-	232	232	232	15	247	-	-	-	0	-
	肝 属 郡	南大隅町	212	-	2,567	156	2,935	429	3,364	-	-	-	212	-	2,573	156	2,941	518	3,459	-	-	-	95
合計		2,589	797	8,688	3,351	15,425	775	16,200	37,367	487.7	37,855	2,589	797	8,570	3,286	15,242	977	16,219	37,367	487.7	37,855	19	0

※海域は国の所有に属する公有水面であり、県別に面積を表示することはできないため、霧島錦江湾国立公園全体の数値を示している。

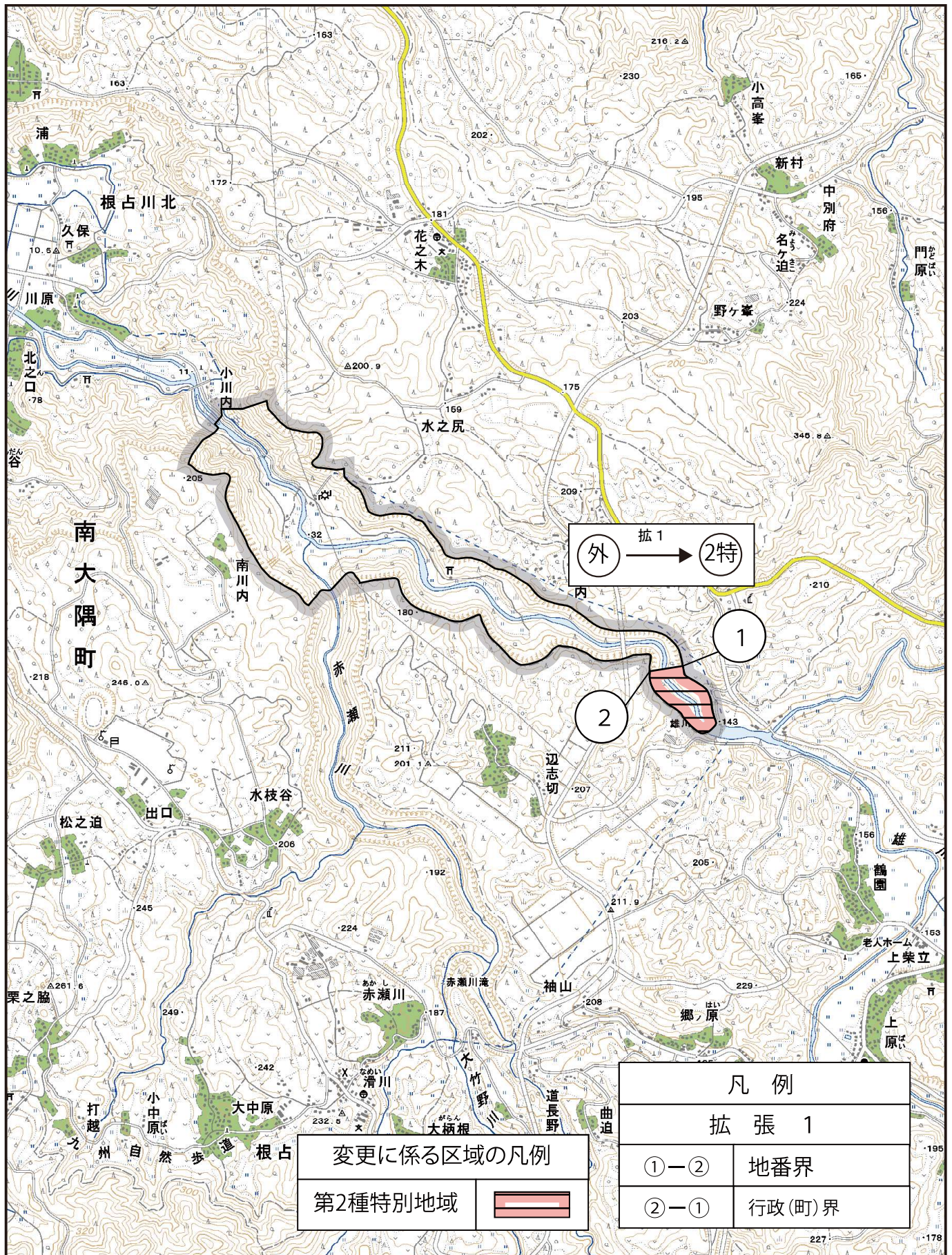
霧島錦江湾国立公園(錦江湾地域)保護規制計画変更位置図



1:200,000



霧島錦江湾国立公園(錦江湾地域)保護規制計画変更図1

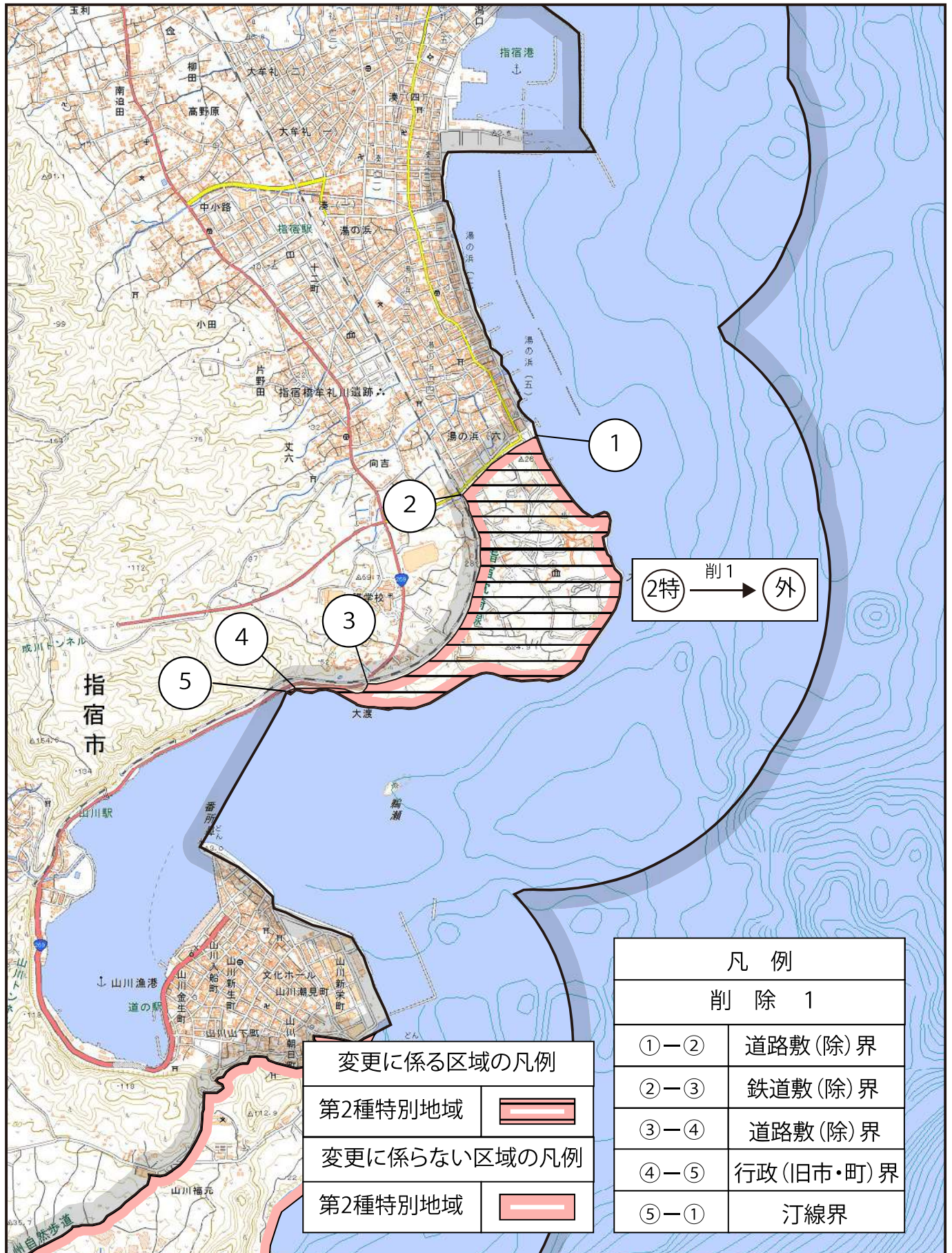


500 250 0 500 1,000 1,500 2,000 2,500 3,000 m

1:25,000



霧島錦江湾国立公園(錦江湾地域)保護規制計画変更図2

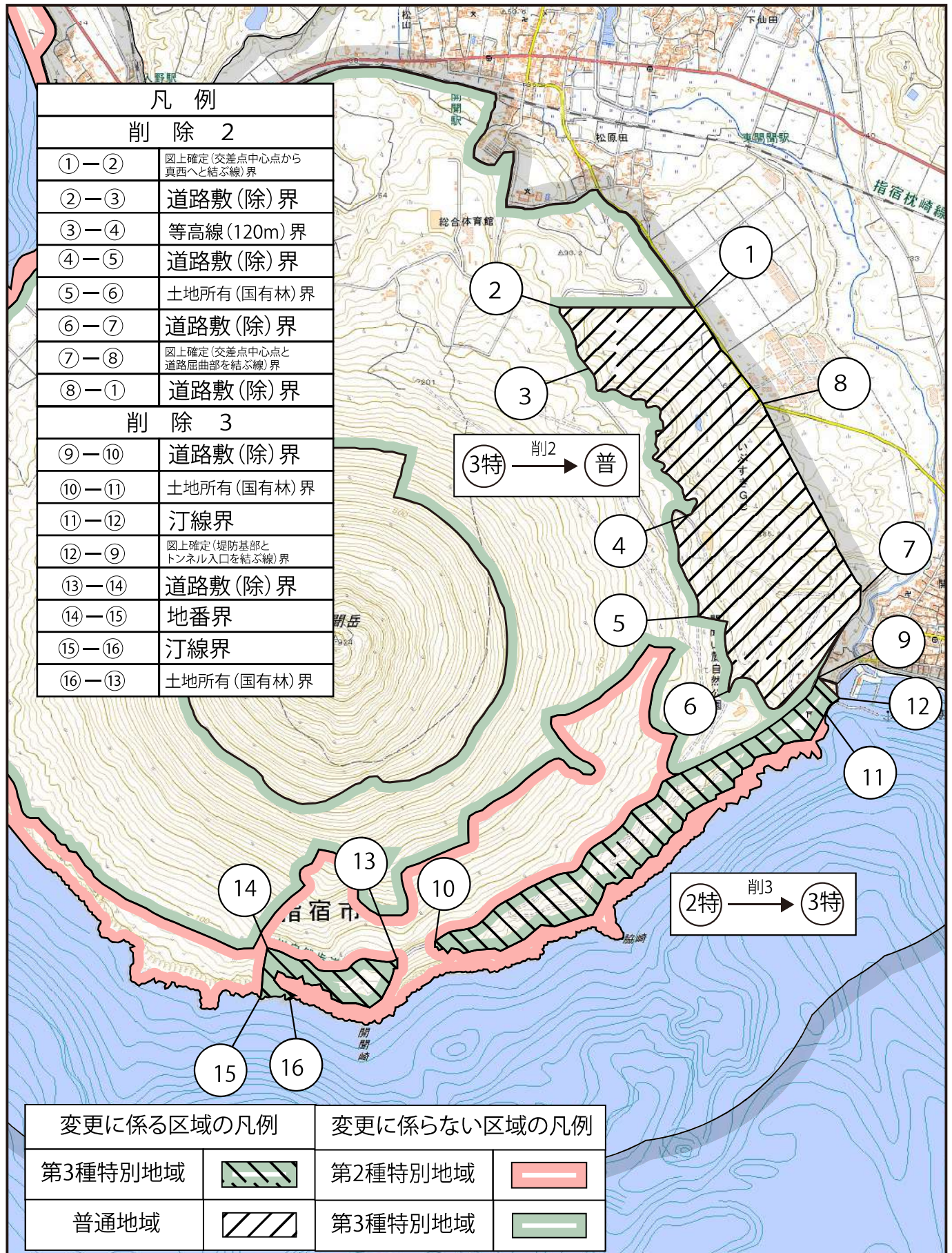


500 250 0 500 1,000 1,500 2,000 2,500 3,000 m

1:25,000



霧島錦江湾国立公園(錦江湾地域)保護規制計画変更図3



500 250 0 500 1,000 1,500 2,000 2,500 3,000 m

1:25,000



4 事業計画の変更内容

(1) 施設計画

ア 利用施設計画

利用施設計画の一部を次のとおり変更する。

(ア) 単独施設

次の単独施設を追加する。

(表 11：単独施設追加表)

番号	種類	位置	整備方針
3 2	園地	鹿児島県肝属郡南大隅町（雄川の滝）	雄川の滝探勝のための展望施設として整備する。

(表 12：単独施設削除表)

番号	種類	位置	告示年月日	理由
2	宿舍	鹿児島県指宿市（大山崎）	昭 62. 8. 28 告示	国立公園区域が削除されることから削除する。
1 7	園地	鹿児島県指宿市（開聞崎）	昭 62. 8. 28 告示	開聞山麓園地と一体的に利用される地区にあり、開聞崎単独で園地事業として把握する必要がなくなったことから削除する。

(イ) 道路

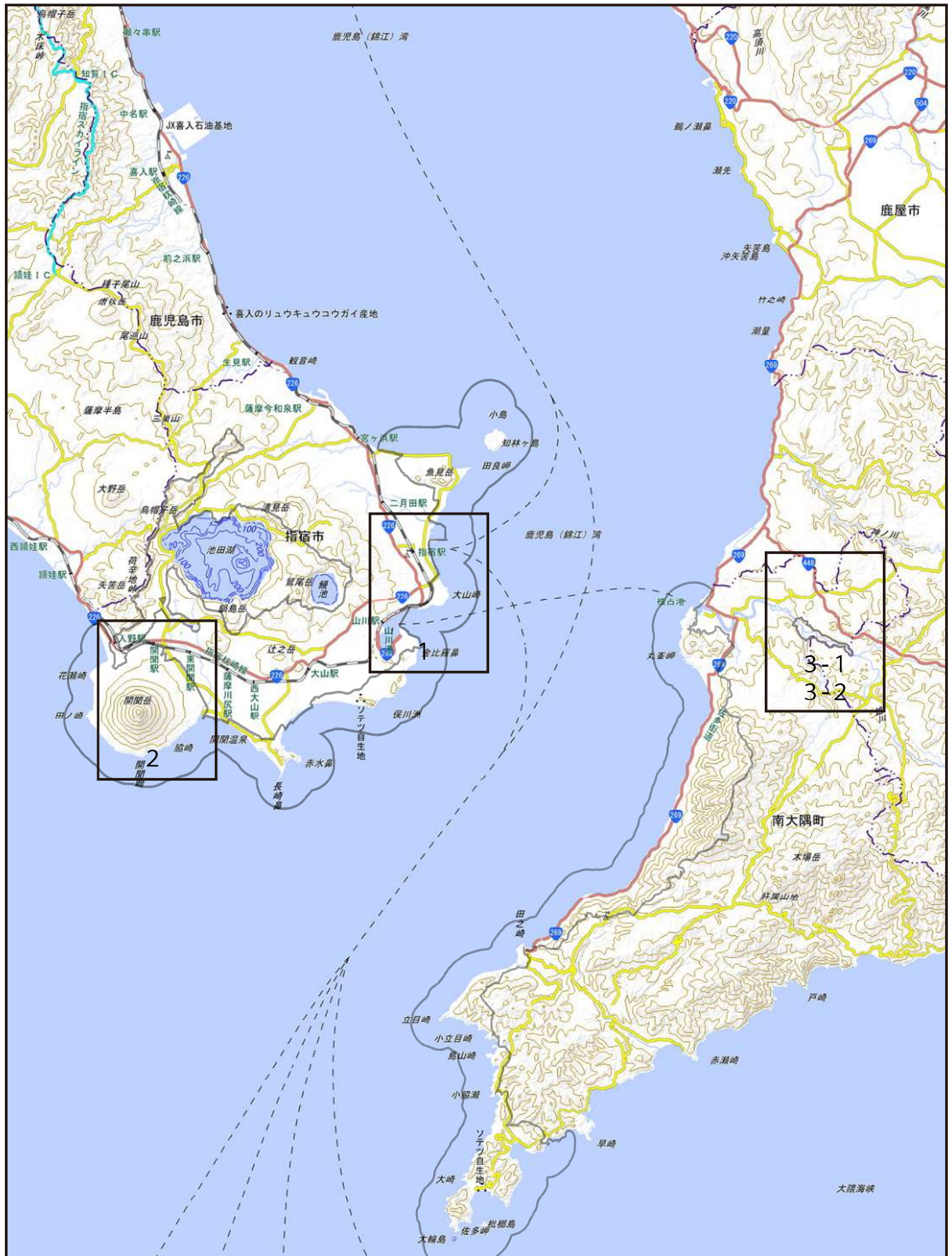
a 歩道

次の歩道を追加する。

(表 13 : 道路 (歩道) 表)

番号	路線名	区 間	主要経過地	整備方針	告示年月日
22	雄川の滝線	起点－鹿児島県肝属郡南大隅町 (車道終点) 終点－鹿児島県肝属郡南大隅町 (雄川の滝)	雄川の滝	雄川の滝探勝のための歩道として整備する。	新規

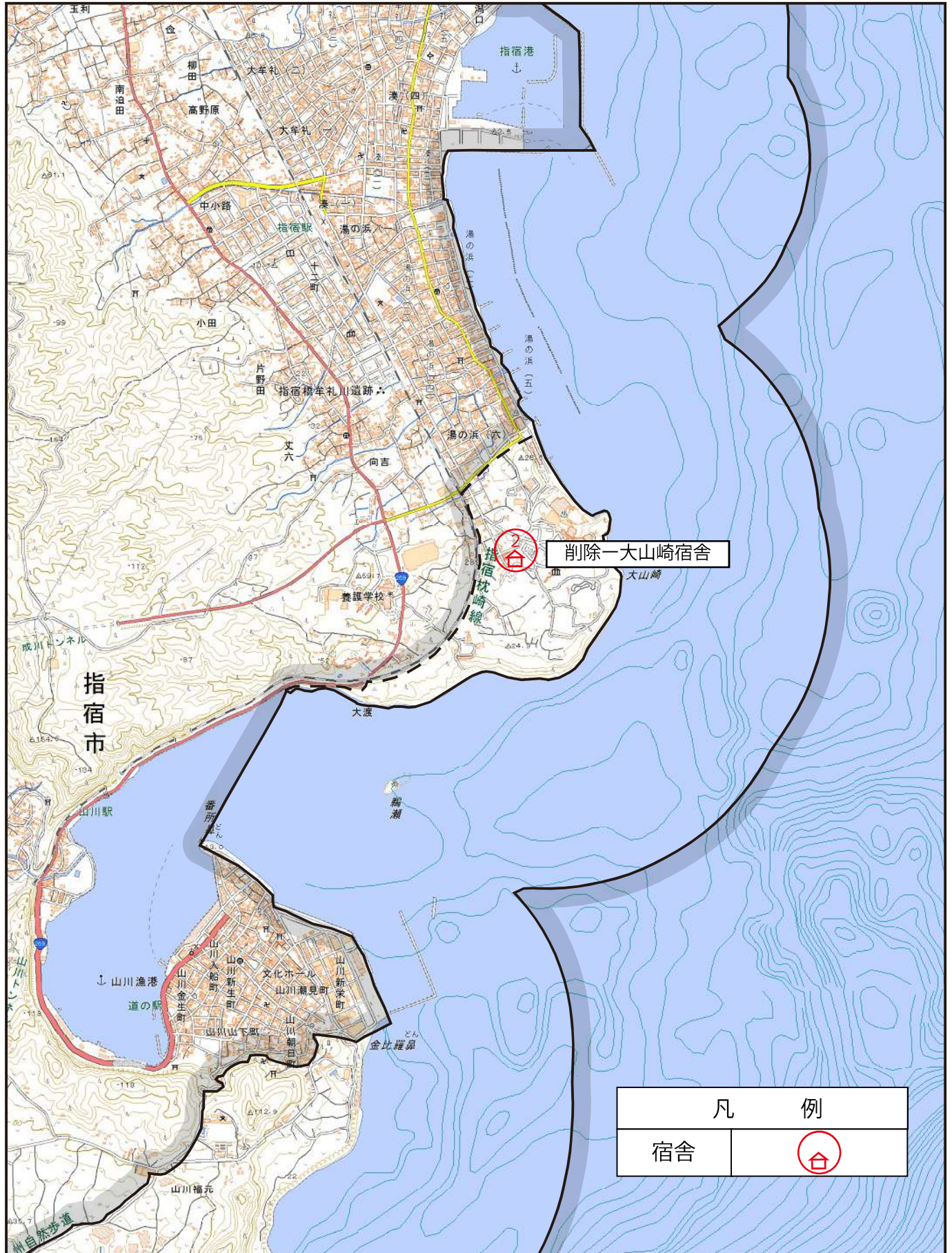
霧島錦江湾国立公園(錦江湾地域)利用施設計画変更位置図



1:200,000



霧島錦江湾国立公園(錦江湾地域)利用施設計画変更図 1



1:25,000



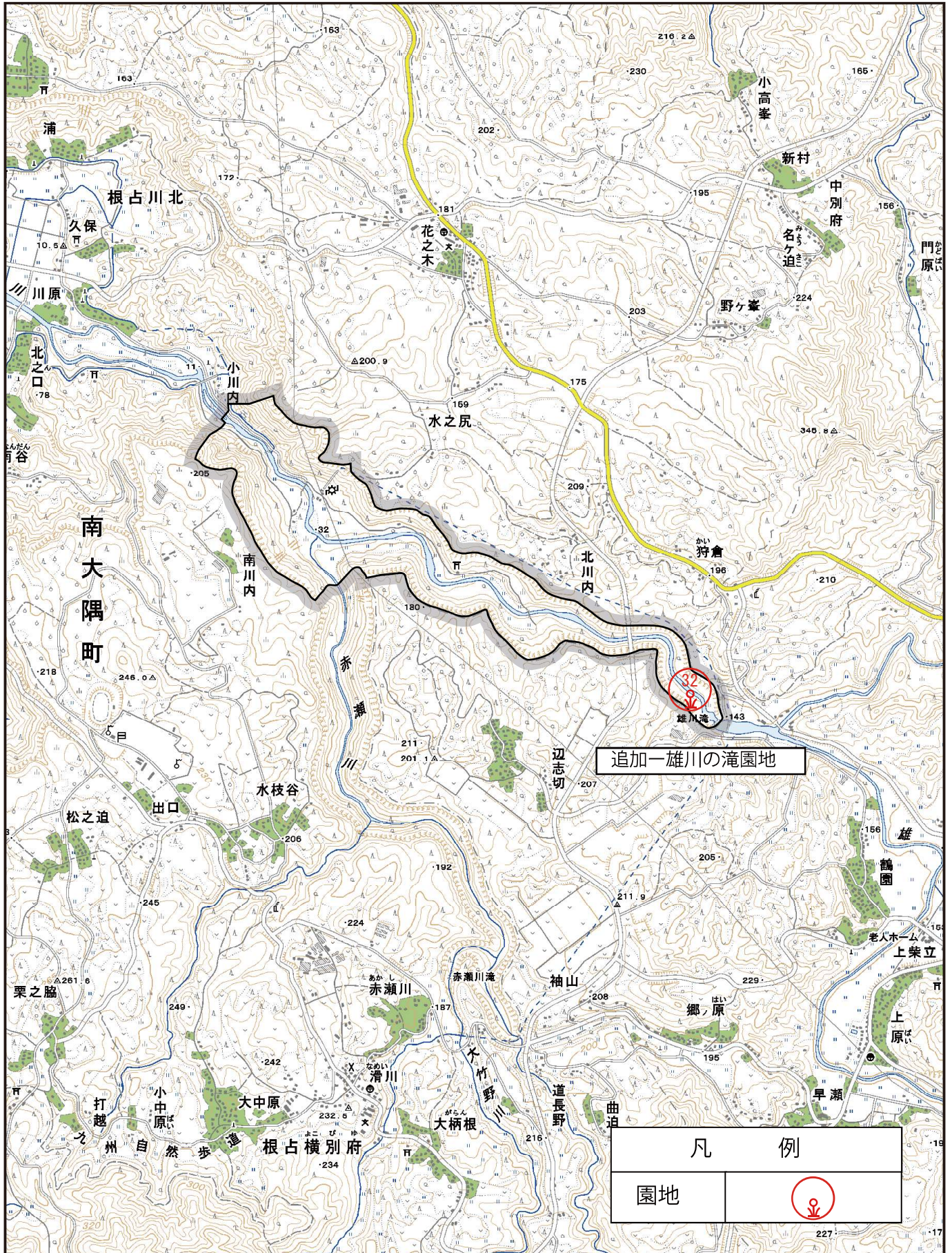
霧島錦江湾国立公園(錦江湾地域)利用施設計画変更図2



1:25,000



霧島錦江湾国立公園(錦江湾地域)利用施設計画変更図 3-1

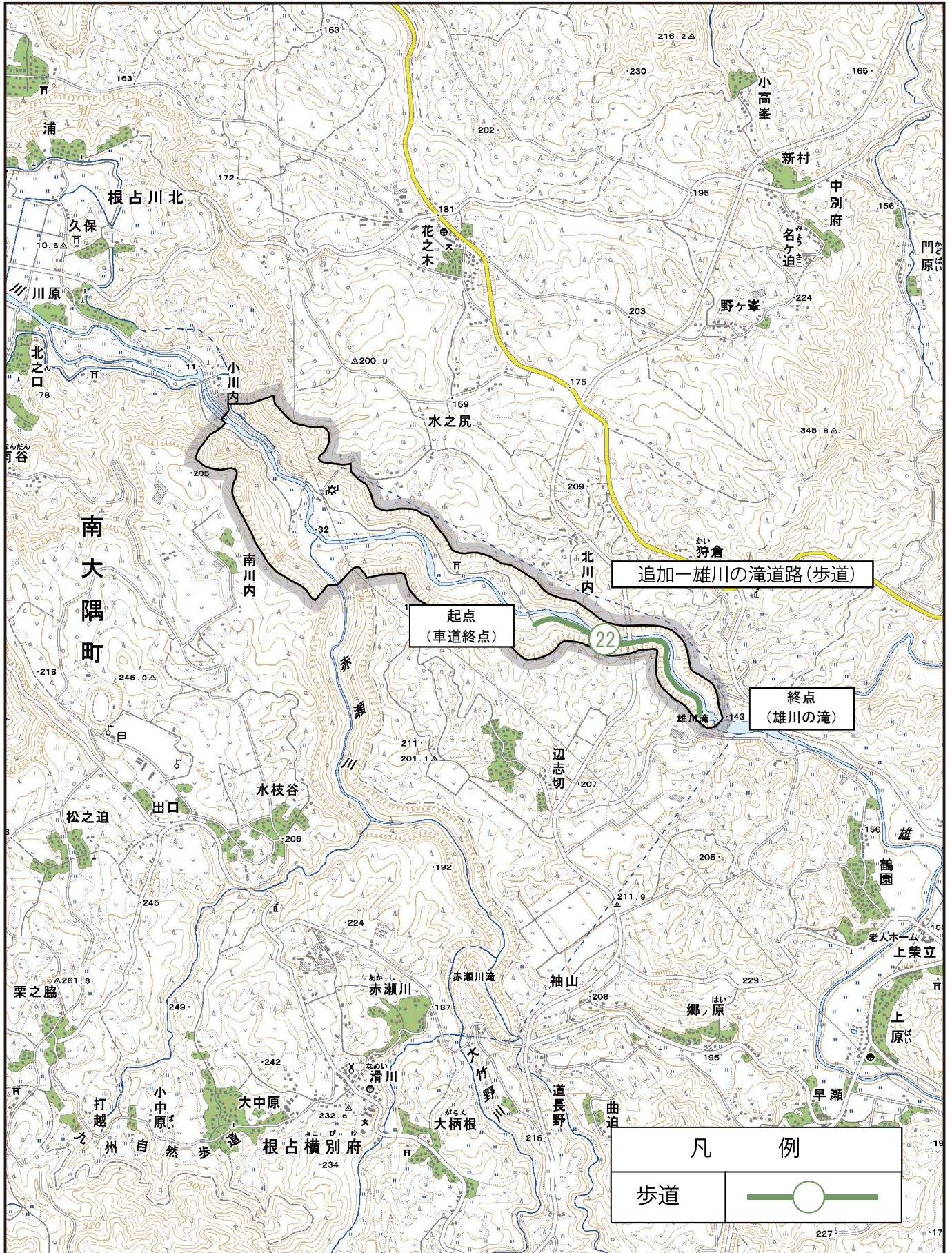


500 250 0 500 1,000 1,500 2,000 2,500 3,000 m

1:25,000



霧島錦江湾国立公園(錦江湾地域)利用施設計画変更図 3-2



500 250 0 500 1,000 1,500 2,000 2,500 3,000 m

1:25,000



5 参考事項の変更内容

参考事項を次のとおり変更する。

(表 14：参考事項変更表)

変更後	変更前
<p>(2) 過去の経緯</p> <p>昭和 9 年 3 月 16 日 公園区域の指定 (霧島国立公園)</p> <p>昭和 39 年 3 月 16 日 錦江湾及び屋久島地域の公園区域の拡張に伴い名称を霧島屋久国立公園に改称</p> <p>昭和 62 年 8 月 28 日 錦江湾地域の公園区域及び公園計画の全般的な見直し (再検討)</p> <p>平成 4 年 8 月 26 日 九州自然歩道に関する公園計画の変更</p> <p>平成 9 年 12 月 16 日 公園計画の変更 (点検 1)</p> <p>平成 17 年 7 月 12 日 公園計画の変更 (点検 2)</p> <p>平成 24 年 3 月 16 日 <u>公園計画の変更 (点検 3) 錦江湾地域の公園区域の拡張及び屋久島地域の分離に伴い名称を霧島錦江湾国立公園に改称</u></p>	<p>(2) 過去の経緯</p> <p>昭和 9 年 3 月 16 日 公園区域の指定 (霧島国立公園)</p> <p>昭和 39 年 3 月 16 日 錦江湾及び屋久島地域の公園区域の拡張に伴い名称を霧島屋久国立公園に改称</p> <p>昭和 62 年 8 月 28 日 錦江湾地域の公園区域及び公園計画の全般的な見直し (再検討)</p> <p>平成 4 年 8 月 26 日 九州自然歩道に関する公園計画の変更</p> <p>平成 9 年 12 月 16 日 公園計画の変更 (点検 1)</p> <p>平成 17 年 7 月 12 日 公園計画の変更 (点検 2)</p>